

補助金調書

補助金名	福岡市鍼灸師会小呂島派遣事業補助金			担当課 (連絡先)	保健医療局総務部保険医療課 (TEL 711-4390)	
交付先	<input type="checkbox"/> 団体	(一般社団法人)福岡市鍼灸師会		区分	その他の補助金	
交付先決定方法	<input type="checkbox"/> 非公募	(公募の場合) 公募時期				
(公募の場合) 応募要件						
(非公募の場合) 非公募の理由	当該事業を実施する団体が他にないため					
補助開始年度	昭和47	年度	経過年数	51	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	小呂島には福岡市国民健康保険事業における保健事業の一環として実施しているはりきゅう費の助成を受けるための施術所がない。そのため、一般社団法人福岡市鍼灸師会が昭和39年から年1回2日間にわたり施術団を派遣し、島民に無料で施術をおこなっている事業に対して、その事業の公益性及び本市はりきゅう費助成事業の公平化に鑑み、補助金を交付しているところである。					
補助金の終期	令和6	年度	延長回数	2	回	
終期を延長する理由	小呂島には福岡市はりきゅう費助成を受けるための施術所がない状況に変わりなく、福岡市鍼灸師会の派遣事業に補助を行うことで、間接的に島民がはりきゅう費助成を受ける機会を確保し、福岡市はりきゅう費助成事業の公平化を図っているため。					
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	<input type="checkbox"/> 定額	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 補助対象経費には、事務費・報酬費・会議費・原材料費・旅費・雑費がある。 補助金額は昭和47年度から昭和52年度は200,000円、昭和53年度から平成15年度までは300,000円、平成16年度以降は200,000円となっている。				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	件	0 件	0 件	1 件		
	200 千円	0 千円	0 千円	200 千円		
前年度補助事業 の主な実施概要	新型コロナウイルス感染症の流行により実施しなかったもの					
補助金交付 による効果	小呂島には福岡市はりきゅう費助成事業に係る助成を受けるための施術所がないため、(一社)福岡市鍼灸師会が行う小呂島の施術団の派遣事業に対して補助金を行うことで、間接的に島民に対してはりきゅう費の助成を行うことができる。					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。